

議第二十九号

岐阜県スポーツ科学センター条例の一部を改正する条例について

岐阜県スポーツ科学センター条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成三十一年二月二十六日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県スポーツ科学センター条例の一部を改正する条例

岐阜県スポーツ科学センター条例（平成二十八年岐阜県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二宿泊室の部特別室の項中「特別室」を「洋室B」に改め、同項の前に次のように加える。

洋室A	一人一泊につき一〇、六九〇
-----	---------------

別表第二備考第三号中「利用料金の」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して七月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）が平成三十一年十月一日前である場合は、施行日から同年九月三十日までの間における改正後の別表第二宿泊室の部洋室Aの項の規定の適用については、同項中「一〇、六九〇」とあるのは、「一〇、五〇〇」とする。

3 前項の場合において、平成三十一年九月三十日から同年十月一日にかけて洋室Aに宿泊をする者の当該宿泊に係る利用料金は、一万五百円の範囲内で指定管理者が定める額とする。

提 案 説 明

御嶽濁河高地トレーニングセンターに新たな宿泊室を設けるとともに、その利用料金を指定管  
理者の収入として収受させるため、この条例を定めようとする。